

那須塩原市
グリーンファイナンス・フレームワーク

令和4年2月

那須塩原市

1. 那須塩原市グリーンファイナンス活用について

(1) グリーンファイナンス活用の背景

地球温暖化の加速に伴う近年の急激な気温上昇や局所的な大雨の頻発等により、自然・気象災害が多発し、生態系や農作物への被害の拡大、熱中症等の健康リスクの増加が懸念されている。こうした気候変動などの問題を解決するために、2015年の国連サミットにおいて、SDGsが掲げられ、同年12月には、歴史上初めて、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した「パリ協定」が採択された。2021年10月から11月にかけては、英国・グラスゴーにて開催されたCOP26で採択された「グラスゴー気候合意」の中で1.5℃目標が世界共通目標として明記され、国際社会は今世紀中に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすること、つまり「脱炭素化」を目指していくことになる。日本政府は2020年10月に2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、「脱炭素化」をはじめとする気候変動対策の強化に拍車がかかっている。

こうした動きを受け、環境配慮型のプロジェクトに資金を充当するグリーンファイナンスへの関心が国内外で一段と高まっており、本市としても、グリーンファイナンスの国内市場活性化に貢献するとともに、環境政策を押し進めることで、持続可能なまちづくりを目指していく。

(2) 那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワークの位置づけ

那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワークは、本市が定めた「那須野が原グリーンプロジェクト」に該当する事業を対象とする。「那須野が原グリーンプロジェクト」とは、2019年12月に本市が宣言（那須塩原市「CO₂排出量実質ゼロ宣言」¹⁾）した2050年カーボンニュートラルの実現及び新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、市民が「ここに住んでいれば安心」、「ここに住んでいれば生き延びられる」と実感できるように、地域内でのエネルギー自給を目指すとともに、災害や非常時に強い「持続可能なまち那須塩原市」の構築を目指すものである。「地域の再生可能エネルギーの地域での活用」、「施設、設備の省エネルギー化」、「気候変動影響への適応」、「分野横断的事項」といったテーマでの取組を計画している。

また、「那須野が原グリーンプロジェクト」は本市の総合計画、環境基本計画等で掲げている環境政策との整合が取れたものである。

(3) 那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワークの目的

本市グリーンファイナンス・フレームワークは、以下を目的としている。

- 「那須野が原グリーンプロジェクト」に該当する事業を、グリーンファイナンスを活用して実施することにより、市の総合計画、環境基本計画等の環境政策及び2050年カーボンニュートラルに向けた取組を推進する。

¹⁾<https://www.city.nasushiobara.lg.jp/material/files/group/17/sengensho20191203.pdf>

- 市が直面する地域課題や掘り起こした資源に対して、グリーンファイナンスを活用することにより、地域資源の活用・地域課題の解決、ひいては金融機関を介した資金の流れを地域内において生み出す、すなわち、「地域循環共生圏」の構築に貢献する。
- 地方債にグリーンファイナンスを活用することで、投融資先の多様化を図る。

2. 那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワークについて

本市は、ICMA²の「グリーンボンド原則(以下「GBP」という。)」及び「グリーンローン原則」に準拠し、調達資金の使途、プロジェクトの評価・選定プロセス、調達資金の管理並びにレポートの 4 要素から成るグリーンファイナンス・フレームワークを以下のとおり策定した。





(1) 調達資金の使途

本市グリーンファイナンス・フレームワークによって調達された資金が充当される事業は「那須野が原グリーンプロジェクト」で掲げられた環境取組に資する事業かつ GBP 等で示されている適格カテゴリ³に該当する事業とする。想定される事業例、環境効果及び事業を通じて達成を目指す SDGs 目標を下表に示す。

² 国際資本市場協会(International Capital Market Association)

³ ただし、GBP ではこれに限らないとしている。

表1 資金の充当対象事業例及び想定される環境効果

環境取組	事業例	環境効果(想定)	SDGs 目標
1. 地域の再生可能エネルギーの地域での活用	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活かした再生可能エネルギー設備の導入 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電(公共施設の屋根及び敷地、街路灯等に設置されるもの) 小水力発電(那須疏水を活用したもの) バイオマス発電(間伐材、植物由来の燃料、乳牛の糞尿を活用したもの) 再生可能エネルギーにより発電された電気を系統接続する引込線送電線や貯蔵する蓄電池等の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> GHG 排出の削減 	 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>
2. 施設・設備の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> 道路灯、街路灯、防犯灯等のLED化 公共施設等の省エネ化(照明器具のLED化、高性能の空調設備導入、HEMS/BEMSの新設及び更新) 次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)の導入 次世代自動車を利用するためのインフラの整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> GHG 排出の削減 エネルギー使用量の削減 	 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>
3. 気候変動影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> 生態系を活かした気候変動適応(EbA⁴。例:田んぼや森林の生態系を活用して防災機能を上げる取り組み) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 気象・自然災害へのレジリエンス向上 	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>
4. 分野横断的事項	<ul style="list-style-type: none"> 森林の適正管理による防災機能向上(植林・伐採) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 気象・自然災害へのレジリエンス向上 CO₂ 吸収量の増加 	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>

⁴ Ecosystem-based Adaptation / Ecosystem-based approach to climate change Adaptation

(2) プロジェクトの評価・選定プロセス

<プロジェクト評価>

充当対象事業の適格性判断について、下表に示す評価基準に基づいて確認し、その評価結果を踏まえて事業を選定する。

下表「3. ネガティブ効果の低減」に関する具体的な確認方法としては、環境影響評価法及び栃木県の環境影響評価条例において対象となる事業について、法・条例に準拠したアセスメントの実施、手続き、環境・社会面のリスク対策等が適切になされているかを確認する。なお、公募事業の場合は、実施要領、仕様書等に、あらかじめネガティブ効果に関する事項を規定し、応札した事業者によって確実に環境対策が講じられるよう図る。

表 2 充当対象事業の評価基準

評価項目	評価内容
1. プロジェクトの位置づけ	✓ 「那須野が原グリーンプロジェクト」に該当する事業であるか ✓ GBP 等で示されている適格カテゴリーに該当するか
2. 環境効果の確認	✓ 環境問題の解決に資する効果が定量的に確認可能又はその効果が明確なものであるか
3. ネガティブ効果の低減	✓ 事業が潜在的に有する環境・社会面のリスクを特定し、それらリスクへの対策が講じられているか

<選定プロセス>

最初に、本市の気候変動対策局⁵が各部署に対し、「那須野が原グリーンプロジェクト」に該当すると想定される事業の有無について、調査を依頼する。充当対象となり得る候補事業の各担当部署は事業に関連する情報を気候変動対策局へ提出し、環境分野の専門的な立場で気候変動対策局が評価基準(表 2)に沿って適格性の評価を行う。その結果を副市長及び関連部署の各部長で構成される審査会で共有・協議した上で、充当対象事業を決定する。

(3) 調達資金の管理

<地方公共団体の歳出について>

地方公共団体における各会計年度の歳出は、会計年度独立の原則⁶に従い、その年度の歳入(地方債により調達された資金も含む)をもって充てられる。よって、本市グリーンファイナンスによる調達資金は、当該会計年度中に対象事業に充当される。

<調達資金と資金の紐づけ方法および追跡管理方法について>

充当対象事業を管轄する部署が、予算として計上された歳出の状況や予算の執行を管理する。

⁵ 気候変動対策局は、本市における気候変動の影響を回避・低減させるための施策および再生可能エネルギー導入や脱炭素に関わる施策を総括している部局であり、本市の気候変動対策への取組を推進する役割を担う。なお、組織機構改変があった際には、気候変動対策局の所管業務を引き継いだ部署を指す。

⁶ 地方自治法第 208 条に基づく。

財政課では、財務会計システム上で歳入科目から歳出科目への充当処理を実施した上で管理している。地方債については、予算編成の都度、対象事業費の増減を把握し、歳入予算見積書において起債事業毎の起債対象事業費、起債額及び充当額を管理している。また、起債予定額や起債協議額については地方債一覧表でも予算編成の都度管理している。

グリーンファイナンスによる資金調達予定分についても、歳入予算見積書において、他の事業と区分してグリーンプロジェクトに選定された事業に紐づける。

<調達資金の追跡にかかる内部統制について>

各年度の終了後に事業担当部署と財政課が連携し決算を取り纏め、本市の監査委員による監査を受ける。その後、決算について議会の承認を得ることとなる。

<未充当資金の管理方法について>

グリーンファイナンスの調達に際しては、紐づけられる事業が確定しているため、基本的に未充当金は発生しない。仮に未充当資金が発生した場合は、未充当資金が充当されるまでの間、安全性の高い金融資産で管理する。

(4) レポーティング

本市グリーンファイナンスの調達資金や想定される環境効果等に関する情報は、本市のウェブサイト上で開示する。グリーンボンドの発行前又はグリーンローン融資実行前に以下の情報を公開する。

- 充当対象事業名
- 充当予定額
- 適格カテゴリー
- 想定される環境改善効果
- 事業を通じて達成を目指す SDGs 目標⁷

グリーンボンド起債後又はグリーンローンの融資実行後翌年度から調達資金が全て充当されるまでの期間は、毎年1回、充当対象事業について、以下に関する情報開示を行う。

- 充当対象事業の概要(進捗状況を含む)
- 充当結果
- 充当対象事業の環境改善効果(以下、例)
 - ・ エネルギー使用量
 - ・ GHG(CO₂)排出削減量

以上

⁷ なお、表1に示されているSDGs以外の目標を見出した場合は、あわせてその目標も開示する。